

令和2年9月

中札内村議会定例会会議録

令和2年9月2日（水曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	渡辺大輔君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		村政及び教育行政執行状況報告
日程第 6	意見書案第 4 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第 7	意見書案第 5 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化 に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第 8	請願第 3 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願
日程第 9	報告第 3 号	令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 10	議案第 65 号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 11	議案第 66 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 12	議案第 67 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 13	議案第 68 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 14	議案第 69 号	財産の取得について
日程第 15	議案第 70 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 16	議案第 71 号	工事請負契約の締結について
日程第 17	議案第 72 号	令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 18	議案第 73 号	令和 2 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 19	議案第 74 号	令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 20	議案第 75 号	令和 2 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 76 号	令和 2 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について
日程第 22	認定第 1 号	令和元年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 23	認定第 2 号	令和元年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 24	認定第 3 号	令和元年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 25	認定第 4 号	令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 6	認定第 5 号	令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認定第 6 号	令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和2年中札内村議会9月定例会について、8月26日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が12件であり、報告は、令和元年度健全化判断比率と資金不足比率の報告について、議案については、固定資産評価委員会委員の選任同意が1件、北海道市町村総合事務組合規約の変更が1件、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更が1件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更が1件、財産の取得が1件、工事請負変更契約の締結が1件、工事請負契約の締結が1件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件、令和元年度決算に係る認定が6件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

議会提案等では、諸般の報告、その他、意見書案が2件となっています。

請願等につきましては、請願1件が提出されておりますが、請願については所管の産業文教常任委員会に付託します。

また、陳情1件が提出されておりますが、資料配布といたしました。

会期につきましては、本日から11日までの10日間であります。

決算認定6件の審議につきましては、9月7日から9日の3日間、本会議での審議をお願いいたします。

一般質問は、4名から6問の通告がありましたので、最終日11日での質問を予定してください。

また、産業文教常任委員会による農作物作況報告が会期中に行われますが、同じく最終日 11 日の報告をご予定ください。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 3、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 9 月 11 日までの 10 日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 11 日までの 10 日間に決定いたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第 4、諸般の報告をします。

6 月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

◎日程第 5 村政及び教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第 5、村政及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、6 月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、防災では、災害時に対応するための発電機やスピーカー付きマイクなどの購入業務を発注しており、いずれも、今月末までに納入が完了する予定となっております。

なお、発電機については、災害における停電時に対処するために、7 台購入しており、そのうち 3 台については、各小中学校へ 1 台ずつ配置することにしております。

非核平和の取り組みについてですが、8 月 7 日から 8 月 16 日まで、文化創造センターにおいて、広島平和記念資料館の協力のもと、ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展を開催しております。

職員研修では、地方公共団体のコンプライアンス体制と公務員倫理を理解するため、6 月 26 日にコンプライアンス研修を開催し、59 名の職員が参加いたしました。

研修では、不祥事防止のための公務員倫理やリスク管理を学ぶとともに、ハラスメント防止についても具体的な事例を通じて学習し、職員一人ひとりがコンプライアンスの大切さについて理解を深めております。

次に企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し、1億1,458万8,000円増の16億3,185万5,000円となり、前年度交付税決定額との比較では、4,607万円、2.9%の増額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、244万5,000円減の8,055万5,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度交付税決定額との比較では、4,684万3,000円、2.8%の増額となっております。

本村の普通交付税の増額要因としては、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に取り組むための「地域社会再生事業費」が創設されたことや保育の無償化による社会福祉費の財源が充実されたことが主な要因であります。

六花の森を活用した事業「ロッカノヨル」は、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。が、来年度に向けて7月17日にデモンストレーションを行いました。

今後、企画内容をさらに具体化し、準備を進めてまいります。

川越市との中学生交流事業については、7月下旬に川越市内の中学生の来村を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しております。

新型コロナウイルス感染症に対応する地方創生臨時交付金については、国から本村への第二次配分の交付限度額が約1億4,000万円となり、第一次配分と合わせて約1億9,000万円となり、感染拡大防止策と地域経済・住民生活支援策に有効活用してまいります。

特別定額給付金については、8月6日をもって申請受付が終了し、1,912世帯中、受け取りを辞退された1世帯を除く全世帯へ支給を完了しております。

第7期中札内村まちづくり計画の策定については、策定方針を定め、総合行政推進委員による現行計画の村民評価と住民へのアンケート調査を実施しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、有害鳥獣関係では、例年と同様に猟友会帯広支部中札内部会の会員を鳥獣被害対策実施隊員に任命させていただき、有害鳥獣駆除に取り組んでいただいております。

7月末時点での捕獲・駆除の状況は、エゾシカ133頭、キツネ135頭、カラス428羽、ドバト320羽となっております。

また、山の日の8月10日に帯広警察署と合同で、道の駅なかさつないにおいて山岳遭難や人身事故、熊による被害防止を目的とした啓発活動並びに注意喚起の呼びかけを実施しております。

ごみ処理の関係では、収集業務担当者の新型コロナウイルスの感染リスク低減の協力を含めて、ご家庭でのごみの捨て方・ルールを改めて広報紙で周知させていただいております。

また、日本で最も美しい村づくりの活動を継続的に広める目的で、新たにボランティアごみ専用ごみ袋を作成し、7月中旬より個人・団体を問わず事前登録いただいた方全てに無償配布しており、今後とも村内各所における環境整備及び美化活動のため有効活用を呼び掛けてまいります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、70歳以上の方を対象に、十勝バス広尾線利用時のバス運

賃を全額助成する高齢者民間バス運賃助成事業は、8月1日より事業を開始しております。

実際の利用方法と事業を理解していただくため、7月14日に行った乗車体験会には、3名の方が参加されたほか、老人クラブやポロシリ大学等において事業説明を行い、8月20日現在、173名の方が申請をされております。

村敬老会は、毎年9月に文化創造センターを会場に開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止することにいたしました。

例年、式典の中で表彰状を贈呈しておりました数え年88歳の方には、私が自宅等を訪問し、28人の方に表彰状を贈呈させていただく予定でおります。

また、本年度75歳以上の対象者593人の方には、開催中止のお知らせとともに「村長からのメッセージ」添えて送付させていただいております。

次に、保健グループについてですが、対がん協会による巡回健診の結果説明会を8月3日から5日間実施し、対象者63人の方に対して、保健師と管理栄養士が個別に面談を行い、健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明をしております。

全村的な食生活の改善と健康増進を目指した七色献立プロジェクトですが、3年目の健康ポイント事業は6月より開始し、8月19日現在690人に参加・登録いただいております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントの中止や外出自粛等による健康づくりの機会が減少する中、活動量計を活用し、専用サイト「からだカルテ」にアクセスすることで、歩いた歩数を体験するバーチャル歩数イベントの実施や、日常的な歩数計測とポイント加算等により、ウォーキング等を楽しみながら継続できる環境づくりに取り組んでおります。

バーチャル歩数イベントは当初予算2回分に1回分を追加し、委託料に係る費用を本定例会補正予算として計上しております。

地元野菜を使用した特別限定メニュー等を提供いただく「七色野菜彩りプラス」は、昨年同様8月から2カ月の期間で、村内の飲食店など14店舗に参加・協力いただき実施しております。

また、年中児以上の児童と保護者を対象とした「七色献立プロジェクト食育体験教室」は、8月22日に中札内村農協青年部など地元生産者15人のご協力のもと、枝豆・トウモロコシ収穫体験、トラクター展示と説明などを行い、17人の参加者に楽しんでいただきました。

次に、保育園についてですが、夏のイベントである七夕まつりは、新型コロナウイルス感染予防のため、毎年夜間に実施している盆踊りや花火を中止いたしましたが、父母の会のご協力のもと、日中の時間帯で出店などの催しを行い、子どもたちも季節の行事を体験いたしました。

中札内きらきら保育園運動会は、規模を縮小して開催し、いずれも元気にのびのびとした子どもたちの姿や練習の成果を多くのご家族にご覧いただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、5月から6月上旬の雨不足や6月下旬以降の日照不足などやや不安定な天候となりましたが、8月に入り天候が回復傾向にあることから、生育は比較的順調に推移しており、間もなく収穫最盛期を迎えますが、平年並みの収穫量などを期待しているところであります。

小麦は収穫作業を終えましたが、過去最高の収量であった昨年度は下回るものの、平年作並みの結果は確保できると予想されております。

林業関係では、村有林整備工事として、下刈り14.83ヘクタール及び間伐25.12

ヘクターが完了しております。

商工業関係のうち、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、国の持続化給付金の上乗せ等を行う商工業経営持続化支援金は、すでに申請受付を終えており、80事業者に対して4,000万円を支給しております。

また、道の休業協力・感染リスク低減支援金の上乗せを行う緊急事態措置休業要請支援金は、8月20日現在、14事業者に対して280万円を支給しております。

このほか、中札内商工共通商品券運営委員会が社会貢献事業として実施した村民向けの感染予防用マスクの斡旋事業は、6月19日に販売を終了し、1,494世帯で2,905箱の購入があったところであります。

村ではこれまで、休業要請や営業等の自粛による損失の影響を最小限にとどめるための支援を行ってきたところですが、今後は、多くの方に村内の飲食店や宿泊業者を利用してもらう取り組みや事業者自らが取り組んでいる販売促進や感染拡大防止の活動を支援する取り組みを進めてまいります。

そのため、今定例会において、飲食店応援クーポン券事業ほか、関連事業の補正予算を提出させていただいております。

観光関係では、例年7月第1日曜日に開催していた、ピョウタンの滝やまべ放流祭は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、今年度は開催を中止させていただいております。

一方で、札内川園地は6月6日以降の開園となったため、全体的な来場者数は減少しておりますが、三密を回避しやすいという環境から、特にフリーサイトキャンプ場の利用客は、前年度より増加しており、6月以降は前年同時期と比較して29%の増となっております。

道の駅においては、5月は営業自粛等の影響で、前年比62.8%の大幅な減少となりましたが、6月及び7月は若干持ち直し、7月の利用者数は前年比で15.2%減まで回復してきております。

なお、各テナントでは、テーブル等の消毒やアクリル板の設置など感染症予防の取り組みをしっかりと行い、来店者に安心して利用していただくよう努めているところであります。

花づくり関連では、例年7月末に実行委員会主催により実施しております、道の駅ガーデンも、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、今年度の開催は中止となりました。次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈作業及び支障木枝払いなどのほか、定期巡回点検を行いながら随時補修などを実施し、良好な道路維持に努めております。

公園関係では、鉄道記念公園及び上札内公園の公衆トイレ便器改修工事が完了しております。

定住対策では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として5件、移住促進奨励対象として1件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では、新たに13件の認定を行っております。

また、合併処理浄化槽設置整備事業では、2件の補助金の交付決定を行っております。

村営住宅入居関係では、第2回目の公募で4件、随時募集住宅で2件の入居決定をしております。

主な工事の発注状況ですが、道路橋梁関係では、舗装補修工事3件、改良舗装工事、区画線設置工事、縁石取替工事、村道植栽補植工事、新庁舎周辺歩道整備工事、橋梁補修工事を、建築関係では、中札内団地ストック改善工事を、上下水道関係では、中札内浄化センター汚水ポンプ外更新工事、終沈汚泥かき寄せ機外更新工事、マンホールポンプ場更新工事の発注を終えております。

なお、中島浄水場急速ろ過施設設置工事につきましては、議決案件として、本定例会に議案を提出しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。小学校・中学校の夏休み期間については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の影響を受けて、5日間から9日間の短縮となり、8月17日に中学校、18日に中札内小学校、19日に上札内小学校の始業式を行い、新学期をスタートいたしました。

感染拡大防止のため、行動範囲を制限を受け、例年とは違う夏休みを過ごした子どもたちの心身を考慮し、学校・保護者・地域と連携して、安心して学校生活を送れるよう環境整備を行い、1学期に予定しておりました学校行事についても工夫を加えながら、今後実施してまいります。

学校のICT環境整備、GIGAスクール構想についてですが、通信環境ネットワーク整備及び端末の設定を行い、今月からの活用を図ってまいります。

地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）は、7月29日に第1回の会議を開催し、委員の委嘱と本年度の各学校経営基本方針の承認及び協議会の事業計画などについて意見を交わしました。

社会教育活動では、宿泊を伴うジュニアアウトドアスクールの代わりとして、体験活動ができる青少年自然体験事業を9月13日に開催することで、募集を行っています。

ファツィオリピアノ開きコンサートについては、7月1日から動画配信サイトYouTubeで公開を始め、現在の再生回数は4000回を超えています。

また、公開直前企画として、帯広のピアノ奏者伊藤夢里子さんと村内在住のフルート奏者赤部里美さんによるミニコンサートを6月28日に、人数を制限して同日の2回開催いたしました。

7月19日には、ファツィオリピアノの体験会を開催し、村内外から20組の約50人が参加し、続く8月2日には、これまで文化創造センターにありましたヤマハピアノとの2台使用によるブルグミュラー演奏会を行い、ピアノ教室などに通う児童・生徒ら約60人が参加し、各ピアノの音色の違いを感じていただきました。

8月30日は、十勝で活躍するピアニスト長尾崇人さんによる「ファツィオリ・ピアノリサイタル」を行い、モーツァルトやショパンの曲などを演奏していただきました。

また、文化創造センターでは、同日から昨年岡本太郎現代芸術賞の特別賞を受賞した中札内高等養護学校教諭藤原千也さんの彫刻を10月18日まで展示しております。

8月15日から開催予定でありました第35回日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

来年度以降の十勝管内での開催は今のところ未定となっております。

体育関係事業では、8月23日に村民スポーツ大会ソフトボールを開催し、8月30日に予定しておりましたパークゴルフ大会は雨天のため順延といたしました。

村民プールでは7月15日から8月8日まで、一般向け、子ども向けの水泳教室や水中ウォーキングなど6講座24回を実施し、計149人の参加をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、自粛要請が始まり、5月25日に緊急事態

宣言が解除となりましたが、いまだに一定数の感染者が確認される中、運動やスポーツの実施に不安を持っている方々がいることから、運動不足やストレスの解消を行うための運動教室を8月21日に定員20名として交流の杜で開催しました。

第2回を9月4日に、第3回を9月18日に開催し、10月以降も月2回の開催を予定しております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第6 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（中井康雄君） 日程第6、意見書案第4号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題にします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第4号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を採決します。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（中井康雄君） 日程第7、意見書案第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題にします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を

省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願

○議長(中井康雄君) 日程第8、請願第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める請願を議題とします。

ただいま議題となっています請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第9 報告第3号 令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(中井康雄君) 日程第9、報告第3号、令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

令和元年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 報告第3号、令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、四つの指標を定め、監査委員の審査を付した上で議会報告し公表しなければならないとされています。

まず、1番目の健全化判断比率であります、①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標。

②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村では実質収支が黒字でありますので、①、②の表示はありません。

また、一つ飛ばしまして、④の将来負担比率についても、一部事務組合分を含めた地方債償還金や退職手当などの将来負担額に対して、将来充当可能な財源等の額の方が大きく、①、②同様に黒字であることから表示されません。

次に、③の実質公債費比率は、地方債の返済額及び公債費に準じる額の大きさを財政規模に対する割合で指標化したもので、5.7となっております。

この比率について、当村における早期健全化基準は、右側に表示されている25.0%でありますので、指標から見た当村の財政状況は良好と言えます。

最後に、2の資金不足比率であります、これは公営企業会計ごとにおける資金不足の事業規模に対する比率で、簡易水道会計、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので、表示はされておられません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この令和元年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとします。

◎日程第10 議案第65号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第65号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、片山勇一郎氏が9月30日をもって任期

満了となりますので、再度選任いたしたく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、議案第65号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第65号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第66号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第12 議案第67号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第13 議案第68号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（中井康雄君） この際、日程第11、議案第66号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第12、議案第67号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第13、議案第68号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、組合に加入する団体が脱退したことに伴い、組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法の規定に基づき協議を行うため提出するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、北海道市町村総合事務組合規約の変更、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

各案件について一括して説明を申し上げます。

黒ナンバー５番の議案書については３ページから、黒ナンバー１９番の議案関係資料につきましては１ページからであります。各組合理約の変更について、３組合ともに令和２年３月３１日付で、山越郡衛生処理組合が解散し、令和２年９月３０日付をもって、奈井江浦臼町学校給食組合が解散することに伴い、各組合から脱退による規約の一部を改正しようとするものであります。

また、北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合の２組合については、昨年、令和元年７月３１日に解散しました札幌広域圏組合も併せて脱退を行うものであります。

よって、地方自治法第２８６条第１項及び同法第２９０条の規定に基づき、議会議決を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これら３件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第６６号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６６号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号は原案のとおり可決されました。

議案第６７号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６７号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

議案第６８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決しま

す。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第69号 財産の取得について

○議長(中井康雄君) 日程第14、議案第69号、財産の取得についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、財務会計システムサーバ機器の保守サポートが令和3年3月で終了するため、令和2年度中に更新しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長(川尻年和君) それでは、議案第69号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー19番、議案関係資料の5ページをお開きください。

今回購入しようとするものは、職員の執務に係る財務会計システム機器一式で、現在使用している財務会計システム機器一式のサポート終了によるものでございます。

北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により購入を取り進めるもので、村が備荒資金組合に委任され取り進めを行いました。

財務会計システム機器の更新については、随意契約による契約方法で執行しており、その根拠として、現在導入している財務会計システム及び機器の保守点検業者であること。

そのほか、サーバーなどの関連する機器においても保守を行っていること。

過去における本村との契約において誠実であったことを踏まえ、地方自治法施行令第167条の第2第1項第2号に基づき、随意契約で取り進めたところでございます。

金額につきましては、1,226万2,800円で、アートシステム株式会社帯広支店に決定したものでございます。

この金額に、備荒資金組合が定める金利0.1%を加え、令和6年度までの債務負担行為によって取得しようとするものでございます。

予定価格は、1,234万2,000円で、落札率は99.36%であります。

契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合となります。

なお、6ページに機器一式の内訳を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、財産の取得についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

11時まで休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

○議長（中井康雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第15 議案第70号 工事請負変更契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第15、議案第70号、工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内消防庁舎増築及び改修電気設備工事について、6月9日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しておりましたが、受変電設備用A種設置工事の施工方法の変更に伴う契約金額の変更に伴い、議決が必要となったことから提出するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、議案第70号、工事請負変更契約の締結について、補足説明を申し上げます。

はじめに、黒ナンバー5番、議案の10ページをお開きください。

本案件は、6月9日に指名競争入札を執行した中札内消防庁舎増築及び改修電気設備工事の設計変更に伴い、契約金額が増額変更となり、議会議決を付さなければならない5,000万円以上の工事に該当になったものであります。

設計変更につきましては、受変電設備用A種設置工事の施工方法の変更であります、

当初は国における建築設備設計基準に基づき、打込工法と設置銅板工法の組み合わせにより、設置抵抗値を確保する計画でありましたが、工事の施工を取り進める中、掘削し、設置調査の結果、消防庁舎付近の地質状況では、現設計の施工方法だと基準設置抵抗値を確保することが困難であることから、地中に電極を挿入するロータリーボーリング工法に変更するものでございます。

この設計変更に伴い、工事請負の契約金額について、当初の契約金額4,829万円から、設計変更後の契約金額5,360万7,000円に変更するものでございます。

なお、議案関係資料7ページに、本工事における追加となる施工予定位置や工法を記した配置図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第70号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、工事請負変更契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第16、議案第71号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中島浄水場急速ろ過施設設置工事について、8月26日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、議案第71号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー19番、議案関係資料8ページをお開きください。

中島浄水場急速ろ過施設設置工事に係る工事請負契約の締結について、記載しております。

中島浄水場急速ろ過施設設置工事は、5社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、新栄クリエイト株式会社で、予定価格7,663万7,000円に対して、7,502万円で、落札率は97.89%であります。

また、二番札は7,779万2,000円であります。

工事の概要については、季節外れの雪解けや大雨が多発し、中島浄水場に高濁度の原水の流入が発生していることから、急速ろ過装置を1基等設置するとともに、付随する断熱工事等を行うものでございます。

さらに、工期については、令和3年2月22日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、9ページに、中島浄水場における構内平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第71号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第72号 令和2年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第18 議案第73号 令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第19 議案第74号 令和2年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第20 議案第75号 令和2年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第21 議案第76号 令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第17、議案第72号、令和2年度中札内村一般会計補正予算について、日程第18、議案第73号、令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第19、議案第74号、令和2年度中札内村介護保険特別会

計補正予算について、日程第20、議案第75号、令和2年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第21、議案第76号、令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億7,451万円を追加し、総額を65億8,426万3,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,604万円を追加し、総額を4億6,045万6,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ107万2,000円を追加し、総額を2億9,402万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ30万9,000円を追加し、総額を1億3,193万4,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ755万5,000円を追加し、総額を3億103万7,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、補足説明。

はじめに、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、私の方から一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書をご用意いたします。

一般会計補正予算書により、歳出の関係のある歳入の特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の増額補正、減額補正について、説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策を地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を取り進める新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る補正予算について、主なものを説明申し上げます。

最初に12ページをお開きください。

中段、2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄中段、高度無線環境整備推進事業負担金1億4,976万2,000円の追加は、将来のスマート農業やリモートワーク学習を見据え、本村においても光ファイバー設備等が未整備の地域について、光ファイバー設備等を構築して、全村的に高度無線環境化を図るものでございます。

併せて、特定財源として、国からの第2次地方創生臨時交付金が確定した金額の一部と、高度無線環境整備推進事業に係る地方創生臨時交付金の合計額1億4,569万2,000円を追加するとともに、ふるさと活性化基金475万円のうち400万円が該当し、充当するものでございます。

なお、黒ナンバー１９番、議案関係資料１０ページに本事業の概要、１１ページに財源内訳を記した資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、１５ページをお開きください。

中段、４款衛生費、１項保健衛生費、４目健康づくり推進費、説明欄中段、産前産後支援ヘルパー事業費４２万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の流行における妊産婦の総合対策事業を取り進めるものであります。

併せて、特定財源として、本事業に際し国庫補助金があり、事業費の２分の１の２１万円の歳入を見込み、追加するものでございます。

次にその下段、七色献立ポイント事業景品３２万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により運動する機会が減ったことに伴う健康支援を取り進めるもので、上士幌、東神楽町及び本村の３町村で合同で歩数対抗イベントを行い、参加者に対し、本村商店街の活性化を図るため、商品券等を配布するものでございます。

次に、１７ページをお開きください。

中段、７款、１項商工観光費、２目商工振興費、説明欄中段、スタートダッシュ事業補助金５６０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食業、小売業及び宿泊業に対し、営業再開後の回復応援事業として補助を行うものでございます。

次にその下段、新型コロナウイルス感染症休業支援金２２５万円の減額は、５月から飲食業及び対面による顧客との接触が見込まれる事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、休業支援を行ってまいりましたが、支援支給終了に伴い、本支援金が確定したことによるものでございます。

次にその下段、商工業経営持続化支援金１，０００万円の減額は、売上が前年同月比２０％以上の減少している事業者に対し、一律定額で５０万円を支援金として給付を行ってまいりましたが、給付終了に伴い、本支援金が確定したことによるものでございます。

次にその下段、飲食応援クーポン事業交付金３９０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店を支援するため、村内全世帯に２，０００円分の飲食店専用クーポンを送付し、村内飲食店の利用促進を図るものでございます。

次にその下段、宿泊助成事業交付金１５０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている村内宿泊施設への誘客を促進し、宿泊業を支援するため、村外からの宿泊客に対し、一人１泊あたり宿泊費２分の１、最大５，０００円を助成するものでございます。

次に、２０ページをお開きください。

中断、１０款教育費、４項中学校費、１目学校管理費、説明欄、情報機器設定委託６７万７，０００円の追加は、ＧＩＧＡスクール構想の加速による学びの保障に係る委託で、現在保有しているタブレットパソコンへソフトウェアのＴｅａｍｓをインストールするとともに、セキュリティ設定等も含めた作業を行うものでございます。

併せて、特定財源として国庫補助金を見込んでおり、追加するものでございます。

新型コロナウイルスの感染症防止に係り対応する予算については、特定財源といたしまして、国からの第２次地方創生臨時交付金が確定した金額１億３，９１８万６，０００円を充当し、これまで財政調整基金を繰り入れて財源調整したものを本補正予算で振替を行うとともに、国庫補助金に伴う第３次配分を見込んで、５，５９３万６，０００円を追加するものでございます。

それでは、戻っていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応以外の予算について説明を申し上げます。

最初に 11 ページをお開きください。

下段、2 款総務費、1 項総務管理費、5 目交通安全対策費、説明欄下段、街路灯・防犯灯管理台帳作成業務委託 105 万 3,000 円の追加は、街路灯及び防犯灯の省エネを図るため、村内において設置している街路灯及び防犯灯の状況や電球等の種類が現況はどのようなになっているかを把握するとともに、今後管理していく上での必要な台帳を作成するものでございます。

次に、12 ページをお開きください。

中段、2 項企画費、3 目まちづくり推進費、説明欄中段、小規模起業支援補助金 75 万円の追加は、今年度 2 件の小規模起業支援の申込を受けており、1 件目は、中札内たまごを利用した生カステラ等商品化事業に対して。

2 件目は、地場産品を利用して食を提供するキッチンカー事業に対して助成するもので、補助申請に係る助成額が当初予算を超えるため、増額補正をするものでございます。

併せて、特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金から同額の 75 万円を追加するものでございます。

次にその下段、中札内村地域おこし協力隊起業等支援補助金 200 万円の追加は、現在、観光振興推進員の地域おこし協力隊が、起業に要する法人登記等の取り進めを検討しており、その備品、さらには設備等を助成するものでございます。

次にその下段、消耗品費 44 万 6,000 円の追加は、先の 5 月の臨時会で、昨年度を上回るふるさと応援寄付金の申込を受けて、ふるさと応援寄付金に関する事務に対応するべく、ふるさと納税業務に対して、専用の印刷機及び紙折り機をリースする追加補正を行い、決定いただいたところでございますが、今回、これらふるさと応援寄付金額の想定を見込み、リースした印刷機のインクなどを購入するものでございます。

次に、13 ページをご覧ください。

上段、4 項、1 目戸籍住民費、説明欄、戸籍情報システム改修委託 149 万 6,000 円の追加は、戸籍法改正に伴う戸籍事務へのマイナンバー制度導入を行うものでございます。

併せて、特定財源として、本システム改修に際し、国庫補助金があり、同額の 149 万 6,000 円の歳入を見込んでおり、追加するものでございます。

次にその下段、6 項、1 目統計調査費、説明欄、時間外勤務手当 34 万 4,000 円の追加は、これまでの昨年度を上回る申し込みが寄せられたふるさと納税に係る事務対応と、今後予想される国政調査の事務に対応すること。

11 月以降のふるさと納税に係る対応件数の増が見込まれることを想定するものでございます。

次にその下段、3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障がい者福祉費、説明欄、返還金 207 万 1,000 円の追加は、令和元年度における障がい者自立支援給付費国庫負担金及び同費負担金、障がい児入所給付等国庫負担金及び同費負担金の精算による返還を行うものでございます。

次に、14 ページをお開きください。

上段、2 項、1 目児童福祉費、説明欄、精算返還金 28 万 7,000 円の追加は、令和元年度における子ども子育て支援交付金等の精算による返還を行うものでございます。

次にその下段、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目健康づくり推進費、説明欄下段、保健センター改修工事 46 万 7,000 円の減額は、子育て世代包括支援センターに係る改修が 6 月中旬をもって完了し、工事請負額が確定したことに伴うものであります。

併せて、特定財源の福祉基金繰入金についても 40 万円を減額するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

上段、6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄上段、修繕料37万円の追加は、西札内牧場内の作業道を修繕するものでございます。

次にその下段、4項林業費、3目村有林管理費、説明欄中段、村有林支障木伐採委託60万円の追加は、新札内における普通林の間伐を取り進めることにあたって、作業道のぬかるみの解消を図るため、支障木を伐採するものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

最下段、7款、1項商工観光費、4目道の駅関連施設管理費、説明欄、修繕料の28万円の追加は、道の駅屋外男子トイレ小便器センサーが故障したため修繕を取り進めるものでございます。

次に、18ページをお開きください。

中段、8款土木費、5項住宅費、4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅耐力度調査委託68万2,000円の追加は、中央団地のストック改善工事を取り進めるため、調査箇所及び調査項目の増加により追加するものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

中段、10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄、スケートリンク造成補助金30万円の追加は、上札内小学校において、スケートリンク造成に係る車両更新に際して助成を行うものでございます。

次にその下段、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料66万4,000円の追加は、上札内小学校において、屋外排水管が凍上し、排水の勾配に支障をきたし、流れにくい状況になっていることから修繕を行うものでございます。

また、屋外におけるスケートリンク用の給水塔における水抜栓の交換修繕も併せて取り進めるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

中段、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料33万円の追加は、中学校体育館更衣室を修繕しようとするものでございます。

次にその下段、5項社会教育費、2目施設管理費、説明欄、修繕料35万2,000円の追加は、からまつ館倉庫に物品整理を目的とする棚を製作しようとするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

上段、旧体育館分館等アスベスト調査委託108万6,000円の追加は、翌年度に旧屋内ゲートボール場も含む旧体育館分館等の解体に向けて、アスベスト等調査を実施するものでございます。

次にその下段、3目社会教育振興費、説明欄中段、修繕料110万5,000円の追加は、平成20年度に購入しました芝刈機乗用五連リールモアについて、毎年シーズンオフの冬期間に保守点検と刈刃の研磨を行ってまいりましたが、購入から十数年経過し、刈刃の研磨が限界に達したため、刈刃の交換修繕を行うものでございます。

次に、21ページ、最上段から22ページ上段にかけて記載しておりますが、21ページ最下段、13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金、説明欄、介護保険会計31万2,000円及び22ページ最上段、公共施設下水道会計75万5,000円の追加は、双方の特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についての説明を申し上げます。

下段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、説明欄下段、農村漁村地域整備交付金92万

5,000円の減額は、国から北海道を経由して本村に交付されることから、道補助金に同額の92万5,000円を追加して処理するものでございます。

次にその下段、学校保健特別対策事業費補助金290万1,000円の追加は、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業に対する国からの補助金で、今回、補助金が確定したことにより追加するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

上段、17款繰入金、介護保険特別会計繰入金74万5,000円の追加は、令和元年度の介護給付費負担及び地域支援事業に係る精算により返還が生じることから、繰り入れるものでございます。

次に、最下段、20款村債、臨時財政対策債244万5,000円の減額は、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴うものであります。

次にその上段、18款繰越金で、令和元年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳入に見合う額として930万2,000円を追加し、調整するものでございます。

最後になります。

5ページにお戻りください。

第2表地方債補正は、臨時財政対策債についての確定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 次に、国民健康保険特別会計の補正予算について説明いたします。

黒ナンバー8番、補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

歳出予算について説明させていただきますが、関係する財源につきましても併せて説明を加えますので、歳入側の予算の説明につきましては、今回省略させていただきます。

ページ上段、1款総務費、1項、1目一般管理費、12節委託料、説明欄、オンライン資格確認対応業務委託6万2,000円は、当初負担金として支出する予定でございましたが、当該事業費を国庫補助対象とするため、委託料として、北海道国保連合会へ支払う必要が生じたことから、18節から12節に歳出科目を組替えするものであります。

その下、2款保険給付費、2項、1目一般被保険者高額療養費、18節説明欄、高額療養費1,120万円の追加は、当初1カ月あたり190万円ほど支出を見込んでおりましたが、本年度4月当初より月当たり300万円程度支出額が発生しており、早い段階で予算に不足を生じる恐れがあることから、不足が見込まれる所要額分を増額するものであります。

なお、ページ中列、財源内訳に記載するとおり、同額を道の保険給付費等交付金、普通交付金として見込み、歳入予算において追加しております。

続いて、8ページ上段、9款諸支出金、1項、1目保険給付費等交付金償還金、説明欄、保険給付費等交付金償還金484万円の追加は、令和元年度収入済の医療費分概算交付額が実績確定後の額を超過していることから、余剰交付分の差額を道へ返還するため、予算を増額するものであります。

なお、ページ中列、財源内訳欄の一般財政に同額484万円の記載がありますが、この返還金に係る財源を国保事業基金から繰入れすることで、会計全体の調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計についてご説明したいと思います。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

今回はページに沿って、歳入予算からご説明いたしますので、補正予算書の6ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、過年度分32万4,000円の追加。

その下、4款道支出金、介護給付負担金、過年度分17万円の追加。

中段、5款支払基金交付金、介護給付費負担金、過年度分64万9,000円の追加は、令和元年度介護給付費負担金の精算の結果、追加交付が発生したことによるものです。

下段、7款繰入金、一般会計繰入金、その他、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金31万3,000円の追加は、令和元年度の職員給与費精算等により、一般会計からの繰入額を調整するものです。

続いて、7ページ上段、1目介護保険事業基金繰入金の145万5,000円の減額は、会計全体の財源調整を行うものです。

次に、8款繰越金につきましては、後ほど説明いたします歳出において、令和元年度分の精算による返還金の財源として、107万1,000円を追加するものです。

続いて歳出を説明いたしますので、8ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、4項、1目包括的支援任意事業費、7節報償費の講師謝礼10万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅医療、介護連携に関する講演会を中止し、パンフレットを作成して配布することにしたことから、10節印刷製本費への組替えを行うものです。

次に、中段、7款諸支出金、1項、2目償還金、22節償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金32万5,000円の追加は、前年度介護給付費負担金等の額確定によるもので、国・道支払基金における交付金の精算により、見込みとして交付されていた額から、最終的に余剰となった金額をそれぞれ返還するものです。

その下、2項、1目、一般会計繰出金74万7,000円の追加は、国や道などと同じく前年度における介護給付費負担金及び地域支援事業分の借入額を精算し、村の一般会計に返還するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出、1款簡易水道費、1目一般管理費の説明欄、一般経費備品購入費30万9,000円の追加は、水道メーターデータ受信用備品として、漏水調査時に使用しております持ち出し用パソコンが不調であり、購入後13年が経過し、部品交換ができないことから、今回新たな備品を購入するものでございます。

財源につきましては、6ページの歳入をご覧ください、決算認定前ではありますが、繰越金を見込むことが可能でありますので、歳出同額を追加し、財源調整するものでございます。

次に、公共下水道特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

黒ナンバー 11、公共下水道事業特別会計補正予算書の 7 ページをお開き願います。

歳出、1 目浄化センター維持管理費、説明欄、浄化センター管理費、需用費 75 万 5,000 円の追加は、浄化センターの処理水の悪化により、薬品を増量しなければ河川への放流ができない状況となっているため、薬品代を追加し対応するため、消耗品を増額するものでございます。

財源につきましては、6 ページの歳入をご覧いただき、一般会計繰入金により財源調整するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 72 号から議案第 76 号までの 5 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番大和田議員。

○4 番（大和田彰子君） 黒ナンバー 7 番の 15 ページなのですが、産前産後支援ヘルパー事業費が今年この事業を始めるということで、いろいろコロナの影響でそういう産前産後の支援というのは本当に大事な事なのかなと思って、すごくいい取り組みだとは思いますが、このことについてもう少し詳しくお聞きいたします。

どのような内容で事業をされるのか。

または、職員ですのかとか委託されるのかとか。

そういうのをちょっとお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのご質問、産前産後支援ヘルパー事業につきまして、少しご説明をさせていただきたいと思います。

現在、コロナ禍の中、里帰り出産とかができなかったり、家族の方の支援が受けられないという状況があるかと思います。

内容なのですが、対象者は妊婦さんと産後 3 カ月未満のお子さんを持つ世帯とさせていただきます。

1 歳未満のお子さんでもし特別な事情があつて必要ということであれば、それも対象とすることにしております。

実施期間ですが、10 月 1 日から 3 月末までを予定しております。

具体的には、NPO 法人夢というところで実施しています「手まがい」という事業がありますけれども、その家事援助サービスを利用して実施する形にしました。

1 時間の利用料が 900 円というふうになっておりますが、そのうちの 700 円を助成しまして、家事援助のサービスを実施するということになっております。

○議長（中井康雄君） 4 番大和田議員。

○4 番（大和田彰子君） 夢というところでお願いするというのは今聞いたのですが、夢というさんも老人の車の送迎とか、身障者のそういう関わりなどで本当に結構大変そうな状況と聞いております。

そして、その上にこの支援ヘルパーですか、一応 1 時間という数字、今時間帯言ったのですが、1 時間は本当にすぐ経つかなって思いますけれども、その辺の夢というさんの従業員の対応は足りているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） この事業を企画するにあたりまして、夢というさんとも打

ち合わせをさせていただきました。

なかなか通常のヘルパー業務もあるので、どうなのだろうかということはお話はしていたのですが、今現在の稼働の中で確保できる時間というようなものですとか、当初はもう少し対象者を広げてということも内部では検討したのですが、稼働の状況も勘案しますと、3カ月未満のお子さんというところに、主たる対象者を設定するというところで調整させていただいております。

1時間の単価を先ほどお伝えしましたが、1時間で終わりということではなくて、必要な時間、例えば2時間、3時間というふうになっても、同じ割合で助成をするということになります。

この事業は本当に初めてというか、初めての取り組みになりますし、実際、利用者の方がどのぐらい利用してくださるか。

必要があったとしても、なかなか家庭に入ってきてもらってといったところで、どのぐらい利用していただけるのかというのは、ちょっと若干未知数なところもあります。

必要な方にご紹介をしながら、半年間実施して行って、次年度どうしていくかというのを検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

大体分かったのですが、夢といろさんの活性化という意味でも、保育士資格を持っている方がやっぱり村内にもいらっしゃると思うのですよね。

なので、そういうふうに、もし、これすごくいい事業だなと思うので、もしそういう要請が、少しでも子どもを見ていただきたいとか助けてほしいというような若いお母さん方がいらっしゃる場合は、そういうふうに保育士さんを、パートになるとは思いますが、そういう形で追加して対応するのもしいいのではないかと考えます。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いしておきたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

一般会計の補正の関係、12ページですが、中札内村地域おこし協力隊起業等支援補助金200万円の関係です。

先ほどの説明も聞いていたのですが、いわゆる地域協力隊も今年いっぱい期限切れるのかな。

そんなこともあって、これから、この後説明もあるやに聞いているのですが、札内川園地について指定管理にしてもらうということなのですが、それに伴う法人化をするために備品云々ということなのですが、200万円って結構額が多いので、その中身を知りたいのですが、どこを拠点にした、事務所というのかな、そのための備品だというふうに思うのですが、そこら辺の中身というか、もうちょっと見えるようなことで説明をお願いをしたいというふうに思います。

それと併せて、17ページの地域おこし協力隊支援補助金ということで15万9,000円出ているのですが、この辺の内容についてはどういう中身なのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それと公共下水道事業の浄化センター管理の消耗品75万5,000円ということで、当初670万円に対してかなりそれ以上に追加補正していると。

理由については、処理水の医薬品代等というこんな説明があったのですが、今年、特

に異常な天候でもないのに、なぜ当初予算に組む中で処理されるものが今の時期になって、この当初予算以上に補正しなければならないという、その辺の理屈がちょっと分からないものですからお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 45分間ぐらいで換気もしたらと思っておりました。

お昼ちょっと早いのですけれども、ちょっとここで昼食休憩をしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時59分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、黒田議員の質疑に対する答弁を行います。

最初に川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、私の方から黒田議員の質問についてお答えしたいと思います。

質問につきましては、地域おこし協力隊起業等支援金補助金の事務所も含めた詳細についてということだったと思うのですが、こちらの方につきましては、今、事務所にしましては検討中と、模索中ということになります。

この詳細につきましては、先に説明しましたが、法人登記に係る費用等、さらには備品の購入ということになります。

この備品の購入につきましては、将来的なことでキッチンカーの取り進めにあたって、重要物品である車両の購入、そういったことも想定しております。

さらに、この地域おこし協力隊起業等支援金補助金につきましては、国からの特別交付税措置がありまして、今回の補正予算には歳入として見ておりませんが、将来的には、こちらの部分について歳入で見込むということになります。

○議長（中井康雄君） 次に、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から地域おこし協力隊支援補助金について説明をさせていただきたいというふうに思います。

現在の地域おこし協力隊の任期は令和3年9月末までということになっておりますけれども、本人の意向によって、令和3年3月末をもって地域おこし協力隊の方は卒業したいというふうな意向を持っております。

従いまして、こちらの地域おこし協力隊支援補助金につきましては、令和3年度から新たに活動できる地域おこし協力隊の募集に係る費用を今回計上させていただいているというところでございます。

地域おこし協力隊の募集につきましては、本村の場合、募集時点で三大都市圏の都市部あるいは政令指定都市に住所を有している方というのが募集の条件になってきておりますので、そういった方々が二次試験等で本村に訪れる際の航空運賃の費用を助成するということで、今回19節で支援補助金の方を計上させていただいているところです。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 浄化センターの薬品代の増加に伴う理由についてですが、実はここ数年、大口使用者の使用水量が増加しており、浄化センターに入ってくる汚水の悪

化状況は年々増加している状況でございます。

そういうこともありまして、今の浄化センターでは処理能力が足りなく、薬品代、いわゆる沈降剤を使って汚いものを浄化させていくという方法を取りながら対処をしているということで、ここ数年沈降剤の薬品代を増加しながら対応をしているところでございます。

黒田議員がおっしゃったように、当初677万1,000円を組み、令和元年度の実績から基づいて予算を組んでおりましたが、実は今年度に入ってからその悪化状況についてと使用量についてはどんどん増えている状況にありまして、そのことが原因ではあるかと思うのですが、実は5月から6月にかけて、河川事務所の方から、下水道を浄化センターから流している水質が、ちょっと泡が出るのですけれども、その分がちょっと気になるということで浄化センターの方に連絡をいただいております。

ちょっと村の方に連絡が入っていない、3回目のときに河川事務所から直接村の方に連絡が入り、対処し調べたところ、浄化センターの処理の中で微生物で実は処理をしている層があるのですけれども、その能力が低下していて機能していないと。

そういうことになると、沈降剤を使って処理をしていかないと基準値に至った放流水にならないということで、通常去年までやっていた量の1.5から2倍程度沈降剤を入れないと放流水として適合しないということで、今回追加をさせていただいております。

この部分については、微生物の層含めて、現在いろいろな方法で試験等をやりながら、種菌を入れて処理をしているところであり、改善が見込まれれば沈降剤の量を減らすことは可能かなと思うのですが、今の状況の中では、その回復が見込めないということで、沈降剤の薬品を頼るしかないという状況でございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今の浄化センターの消耗品の関係です。

施設課長の方からいろいろ答弁がありまして、話が分からないことではないのですけれども、そういう形で、近年という形も言っていましたよね。

よって、私の感じるところは、急にやっぱりそういういろんな害が突然出てきて、汚濁が出てきて薬品代が当初予算よりも倍増してということであればすっきり分かるのですけれども、近年そういう汚濁の状況が増えてきてと、半年足らずで当初予算よりも薬品代をそれ以上投入しなければだめだよということですから、私の言いたいことは、もっとやっぱりそういう状況を精査する中で、当初からやっぱりそういうものを想定する中で、当初予算の中でやはりある程度のものを予算化しておくべきでないのかということを言いたいわけです。

よって、理由については分かりますけれども、もうちょっと当初の段階できちっとやっぱり精査をしておくべきでないのかなと感じるものですから、あえて質問しておりますので、今後こういうことのないようなことで、精査した当初予算になるようお願いをしたいというふうに思います。

それとあと、12ページの協力隊起業等支援補助金の関係です。

これについては、後日ですか、指定管理者の中にこういう協力隊も入れたいということの話がありますから、そのことについては今論じるときではないというふうに思いますけれども、200万円の内訳ということで、今総務課長の方からキッチンカーの車両という言い方していましたよね。

その1台が200万円するという解釈なのか、あるいはまた、事務所決まっていないということだから、例えば山岳センターの方で事務所にするから椅子、机とかというそんなこともいろいろ全部合わせて200万円なのかという気がしますので、キッチンカー1台

ということになれば理解できるのですが、思うに、キッチンカーの車両200万円と
いったら大した車両ではないですね。

そんな200万円のキッチンカーが買えるのかなという気がしますので、もっとキッチン
カー、具体的に分かるようなものがあれば説明していただくと、より分かりやすいので
はないかなというふうに思います。

あと、17ページのコロナ対策で宿泊助成事業交付金150万円ありますよね。

予算の資料なんかも追加で記載した資料があつて、よく私も見ているのですが、若干教
えてほしいのですが、これは宿泊者に対して直接補助するのか、あるいはまた、宿泊
先の方で泊まった人に、これは5,000円かかるけども半額だから2,500円でいい
と言っているのか。

その辺の確認方法はどうやるのかなということと、大した金額でないですから宣伝も
云々ということに行かないのですが、どういったことで村外者にPRしていくという
のですか。

そんなことを考えているのかなというふうに思いますものですから、教えていただきた
いなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 上下水道の件はご意見ということでよろしいですね。

成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 浄化センターにつきましては、黒田議員さんがおっしゃった
通り、当初から見るべきという話は十分わかるのですが、実は今回につきましては、先ほ
ども答弁させていただいたように、令和元年度の実績ベースで、当初から悪化も想定しな
がら組んでいます。

しかし、さらなる悪化により、先ほど言いました菌層で処理している部分について処理
ができない状況まで落ちてきているということ自体が、村の方では把握していないという
部分もありましたので、そこで本来は処理と沈降剤でダブル処理をしていたのですが、
それが効かなくなったということで、今回については沈降剤を倍増しているということだ
るので、そういった部分も含めて日常の指定管理との協議をしっかりと進めてはい
くようにしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 私の方から、補助金200万円の内訳について申し上げ
ます。

キッチンカーの車両費としまして110万円、それから、そのキッチンカーの設備で5
0万円、残りの50万円については会社の設立の登記費用ということになっておりまして、
この200万円については、会社の登記費用とキッチンカーの製作費ということになりま
す。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは私の方から、宿泊費助成事業の概要について説明を
させていただきたいというふうに思います。

黒ナンバー20番の資料に基づきながら説明をさせていただきたいというふうに思いま
すけども、今回の宿泊費の助成事業につきましては、基本的に村外の方に対して一人宿泊
費の2分の1、最大5,000円を助成するというものになっています。

助成の方法ですが、基本的には宿泊施設側の方で最初から2分の1割り引いた金額
を利用者にはお支払いをしていただくと。

その施設を利用される方がチェックイン時にこの助成事業の申込書の方を記入していた

だいて、最終的には宿泊施設の方でその申込書を取りまとめて、村の方で2分の1、最終的には宿泊施設側で最初から減額かけていますので、2分の1の相当分を後ほど、その申込書と一緒に村の方に申請していただき、村の方から助成金をお支払いするというような内容になっています。

また、PR方法の部分ですけれども、この宿泊費事業につきましては、村外の方を対象としていますので、例えば、ホームページを持っている施設等であれば、そのホームページ等でPRしていただく。

あるいは、今回、回復スタートダッシュ事業というのも別に設けていまして、そちらの方で、例えば、広告雑誌等に掲載する場合には、費用の3分の2、上限は10万円になりますけれども、そういった広告宣伝費も助成するという事で体制を取っていますので、それぞれのホームページ等で助成したり、あるいは、こちらのスタートダッシュ事業を活用していただいた広告宣伝活動をしていただきたいというふうに今は考えているところです。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 地域おこし協力隊起業支援金、黒田議員と関連しているのですが、協力隊の方が中札内村に残っていただいて起業してくれるということは大変ありがたいというふうに思っております。

私も以前質問したときに、なかなか協力隊で来られても、その町に残る確率というのは4割だか5割ぐらいしかないとかというような確率だったと思うのですが、この方については何とかうちの村で起業されるということで非常にうれしく思います。

大体中身は分かったのですが、ある程度任期は来年の9月か10月ぐらいまではあったのかなというふうには思うのですが、区切りのいいところで来年3月末で辞めて起こしたいということで分かりました。

この協力隊の方はご夫婦で来られていると思うのですが、耳に挟んだところでは奥様が今おめでたで産休に入られているというお話を聞きました。

もし来年起業する場合においては、ご主人お一人で起業を始めるのか、奥様も一緒、ちょっとお子さまも多分、いつ生まれるか分かりませんが、小さくてなかなかできないのかなというふうに思うのですが、奥様の方はまだ協力隊としてその後活動されるのか。

その辺どのように進めていこうとしているのかを1点お聞きします。

あと、17ページの商工振興費の飲食応援クーポン交付事業ですが、これにつきましては、1世帯2,000円のクーポン券の配布ということだそうですが、これ1世帯と言いましても、なかなかその家庭によってお一人のところもおられれば、子どもさんやら大人数のところもあるわけですが、なかなか、ちょっと人数の多い世帯にすると2,000円というのは一人割にするとあまりそう大きな金額にもならないのですが、その辺もうちょっと人数割を加味したクーポン、その辺は考えられなかったのかどうか。

その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

なかなか人数割となると、配布等にも時間等もかなりかかって大変だというふうには思いますけれども、その辺考えられたのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

その2点、先にお伺いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目の現在の地域おこし協力隊の任期ですが、基

本的には、先ほど宮部議員がおっしゃったように、もともとの任期は令和3年度9月末までが任期です。

ただ、ご主人の方は今年度いっぱいをもって地域おこしの方は卒業したいという意向をお持ちになっています。

また、奥さんの方につきましては、今産休育休に入っています。

制度上は産休育休期間中は地域おこしの期間がいわゆる停止するということになります。

従いまして、育休が終わった段階で、また停止期間中が延長されるというのが任期の取扱いになっています。

一応予定では4月以降は一度地域おこし協力隊の方に復活するということで本人の意向はございますけれども、もうその段階でご主人の方は新たに起業しておりますので、もしかしたら復活後にしばらく地域おこしをやった後卒業ということになるかもしれません。

2点目の飲食の応援クーポンの件です。

こちらの方につきましては、1世帯2,000円ということで、全世帯に対して、金券クーポン券ということもありまして、9月末をめぐりに各世帯に対して郵送で交付したいというふうに考えてございます。

今回、1世帯について一律2,000円とさせていただきまして、確かに世帯の人数によっては5人、6人という場合に、2,000円ではというちょっと安いのではないかなという部分も検討はしましたけれども、今回まず1回、一律でまずは全世帯に2,000円のクーポン券事業を3月31日までの間でやりたいというふうに考えています。

こういったクーポン券事業の効果があれば、例えば仮に、来年度予算になるかもしれないですけど、改めてもう一度クーポン券事業をやってみるという方法も視野に入れながら、検討したいというふうに考えていまして、それを踏まえて、今回1回2,000円のクーポン券でやってみるということで判断をさせていただいたところです。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 協力隊の方につきましては分かりました。

クーポンの方ですけども、人数割も検討はしたということでございますけれども、今、飲食店がかなり困っているということで、非常にいい事業だなというふうに私も思います。

これを配布して村民の多くの皆さん方が本当に利用して、飲食店を少しでも利用していただければ本当にいいなというふうに思うのですけれども、やっぱり今回JAさんの方でも8月に北海道ホテルの食事券の配布をされました。

それは1組合員、また職員に対してもかな、1世帯に1万円の食事券でした。

やっぱりこれ、私も利用させてもらい行ってきましたけれども、やっぱり1万円となるとかなりやはり金額的にも大きいものですから、かなり皆さん方利用されて行っておられると思うのです。

やっぱり今回、この村の場合2,000円ということになると、そういった人数の多い家庭ですとそんなにとまってあまり利用されない方ももしかしたら出てきてしまうのかなと。

もう少し金額があってもよかったのかなというふうには思うのですけれども、その辺やっぱり、今回はこれで様子を見るということですけども、なるべく多くの村民の方々に利用していただければなというふうに思います。

まして、少しでも飲食店の皆さん方を応援してあげていただきたいなというふうには思います。

あともう1点なのですが、スタートダッシュ応援事業で飲食・小売・宿泊業者の方々

に対しての助成なのですけれども、この小売業の中に印刷業みたいな職業というのは入るのでしょうかね。

ちょっと私聞いたところ、印刷関係の仕事の方もやはりちょっと今回コロナの関係で、イベントそれから行事等がかなり、ほとんど中止になって、印刷の方に仕事がなかなか回ってこないというようなお話も聞きました。

国からの持続化給付金ですか、そういったものはいただいているのですけれども、やはり毎月の売り上げがなかなか伸びないということでかなり苦しんでおられる方もいるわけですね。

そんな中で、村内全体の事業者の調査をされていると思うのですけれども、そういった飲食・小売・宿泊だけでなく、やっぱり漏れているところもないのかなというふうに私思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回、このスタートダッシュ事業につきましては、あくまでも、例えば飲食店さん、小売業さん、宿泊業さんが今後事業展開を行っていく際に、例えば自分のところで必要なマスクを購入します。

あるいはパーティションが必要になる。

例えば空気清浄機もリースで借りたいですとか、こういったかかる経費に対して3分の2を助成するというのが今回の制度になりますので、純粋な損失補償ですとか経営補償というような補助ではありません。

印刷業等においても、基本的にはこちらの方の、厳密にそれが小売かどうかというところはちょっと今資料を持ち合わせてはいないのですけれども、対人サービスが必要な部分に対して、そのコロナウイルス感染症の感染防止の措置が必要であれば、こういった補助制度を活用していただきたいというふうに思っているところです。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ちょっとスタートダッシュ応援事業とはちょっと離れていたのかもしれませんが、やはりそういったちょっと漏れているようなところももしかしたらあるのではないのかなというふうに思いますので。

もともとそんなに大きな金額の事業でなければ、ある程度地元業者を優先して今までもやっていただいているのではないのかなというふうに思いますけれども、今どこの印刷業者さんあたりも、帯広あたりもやっぱりいろいろ仕事が減っているものですから、かなり小さな事業においてもいろいろ入っていて、かなり入札で負けてしまうのだというようなお話も聞いております。

できれば、あまりそう金額の大きくないものに関しては、やはり地元業者を優先して使っていただけるような方法も考えていっていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお聞きいたします。

ほかに質疑はございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今いろんな質問ありましたが、商工関係に関してはかなりの補助金、助成金いろいろあるのですけれども、ほかの職業に関して、例えば、勤めていて仕事が無くなったとか、そういう人なんかのことは考えたことがありますかね。

この間からずっと聞いていると、商工関係はすごく出ているのですよね。

だけでも、村の中は商工観光も大変なのですよ。

これはすごく分かります。

ただ、勤めていて、そのおかげで仕事なくなった人とか何とかというのは考えたことありますか、その辺。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 特に仕事がなくなったりという部分でいけば、生活が困窮しているというところであれば、村単独の施策自体はこれまで計上してはおりません。

ただ、国や道の支援金、税関係では、制度に基づく徴収の猶予、減免、そういったものについては、そういった生活の実態をきちんと聞き取って対応するべく、それぞれの所管課で対応しているということでございます。

緊急的にお金が足りない、生活資金が足りないというところに関しては、社会福祉協議会の生活資金、小口融資、そういったものが利用されておりますし、実際固定資産等についても、これは自営業の方もそうですけれども、生活困窮の度合いによっては、当然減免なり猶予なり、そういった手法を取ってきているということでございます。

直接的な金額を給付するような支援は、国の施策の特別給付金、こういったものしかありませんけれども、そういう対応を村では取っているということでございます。

○議長（中井康雄君） 5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） 十分わかりました。

ただやっぱり、そのために仕事なくなったとかという人結構いると思うのですよね。

今商売している人とか事業をしている人に対してのかなりの補助金は出ているはずです。

今回の、みんなも心配したのは、まちの中の活性化の中においては、これは仕方がないことだと思うのですけれども、例えば、帯広に努めていて仕事がなくなったとか、そういう人に対して全体的なものでなくて、村としてもやっぱり住民である以上は平等な扱いをしていただきたいなど。

今どういう形になるかということは分からないけれども、やっぱりそのために困っている人がかなりいると思うのですよね。

そういう面では、もっと調べていただいて、事業所だとか商工会だけでなく、違う形の中の一般の家庭の一般サラリーマンの人でもそういうものがあるのではないかと。

そういうふうに心配するところですので、その辺もよく調べていただいて、そういう人に対しても支援を考えていただくよう、前向きで考えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてよろしいでしょうか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご意見にもありましたとおり、できるだけそういう情報を共有し合いながら、これはサラリーマンとどうかということではなくて、村が支援をしている企業で働いている人も含めてということになると思いますので、当然、商工会、関係団体とも情報を共有しながら、そういった生活支援の部分について、もし村が単独で支援をする必要があるというふうに判断すれば、そういったものも十分検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） パートがそういう傾向がかなりあるのでないかと思うのですね、今忘れていたのだけでも。

パートで、その事業が縮小だとか仕事がなくなってきているとか減っているという。

パートというのは固定でないのですけれども、パートさんがそういうことのために生活をしている人もいると思うので。

その辺も十分調べていただいて、今言うように前向きで考えてくれることを願いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） お答えの部分ではないかもしれませんが、今盛んに報道でもやっております国の制度上の雇用調整交付金。

これは今言ったような事業で、事業所が経営を縮小したり一時期休業をかけたり、そのことで働く場がなくなって生活資金がなくなると。

そういった場合については、国は雇用調整助成金を交付して、最大で1日1万5,000円ぐらいまでも引きあがっていると思いますけど、それなりの日額の費用については会社の方で見るケース、個人が申請するケース。

そういった制度もございますから、できるだけそういった制度の説明も含めて、直接的にお金を出すのは村ではありませんけれども、制度の説明等についてもしっかりと先ほどの情報共有の中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 11ページの街路灯・防犯灯管理台帳の作成の件でお聞きをしたいと思いますが、先の全員協議会でもいろいろ説明をいただきましたけれども、この台帳整理、今まで総務課が持っていたものなののでしょうか。

それと、この台帳整理をすることによって、台帳整理の作業委託ということですが、その後の街路灯の管理ですとか何かそういうものまでもこの台帳で見たいということなのか。

ちょっとそこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 中西議員の質問にお答えしたいと思います。

街路灯・防犯灯管理台帳作成委託業務の関係であります、現在、LED化も含めた省エネ化を進めておりますけども、この部分については台帳等はございません。

ただ、図面等でそういった省エネ化も含めた取り組みについて、本村においては整理してきているところでございますが、今回、街路灯・防犯灯に設置している電球の種類、さらには整理して管理していくとともに、今後の省エネ化を見据えた事業の取り組みを、今回台帳整理することで取り進めていきたいというふうに考えているところです。

ですから、今回このような形でしっかりしたものを整理して、今後の整備を行っていくということで、今回補正を上げているところです。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 分かりました。

ちょうど今上札内地区の本通りの街路灯が新しく塗り替えられたりした経緯もあります。

そういうきれいになっていっていることでありますけども、この台帳整理を委託することによって、村内の街路灯の本数ですとか取替えた電球、LEDの耐用年数だとか、そういうのもすべてこの台帳に、取替えた時期ですとか、どこにどういうものが付いていたとか、そういうものすべてこの台帳1本でやっていけるという意味でよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今中西議員言われたように、そのような形で考えております。

いわゆるこの台帳整備することによって、街路灯に付いている番号とかそういったもの

あるかと思いますが、その番号、さらには地図と一致するような形で整備を考えております。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） もう1点だけお聞きしたいと思います。

こういう形で台帳が整備されて、どこにどういう街路灯がある、すべてこの整備で分かるかと思うのですけれども、破損の部分ですとか電球の切れた部分、それはやはり地域の人が役場へ連絡しなければならないのか。

この台帳整備に合わせて、業務委託、点検とか何か、電球の破損状況とか点かない部分の点検や何かも、この台帳整理ですべて業務委託になるのか。

その1点だけお聞かせください。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今回の台帳の整備につきましては、破損したその部分に関しては整理しません。

ただし、今中西議員言われたように、今後の整備していく状況を記入していくことになるかと思います。

整備を終えた上で、いついつ整備したとか、そういったものについては付け足していくような形になると思いますし、今までの分については、今までやってきた電球の有無については、LEDさらには水銀灯の調査を今回やらせていただくということになります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、令和2年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 74 号、令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

議案第 75 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 75 号、令和 2 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

議案第 76 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 76 号、令和 2 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 22 認定第 1 号 令和元年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 23 認定第 2 号 令和元年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 24 認定第 3 号 令和元年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 25 認定第 4 号 令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 26 認定第 5 号 令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 27 認定第 6 号 令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第２２、認定第１号から、日程第２７、認定第６号までの令和元年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての６件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程認定議題に供されました、各会計決算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和元年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成３１・令和元年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３１・令和元年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、令和２年８月２５日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査期間は、令和２年７月３０日に現地調査を行い、７月３１日から８月７日までの土曜日、日曜日を除く６日間の日程で行いました。

審査中、輕易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしています決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明及び代表監査委員からの決算審査意見が終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日３日から６日までは議事の都合により休会し、７日午前１０時から本会議を開催したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

よって、今回は７日午前１０時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 １時４２分